

事務連絡
令和5年6月12日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

こども家庭庁 長官官房
参事官（総合政策担当）付 少子化対策室

結婚・子育て支援信託の周知・広報について（依頼）

平素より、少子化対策行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁では、結婚・子育て資金として直系尊属から贈与された金額の内一定金額までが非課税となる税制（「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」）を所管しております。

本制度は、若年層の結婚、妊娠・出産、育児に伴う経済的不安の軽減に資するなど、少子化対策のために非常に重要な制度であり、より広く知っていただき、より多くの方に利用いただくことを目指しております。

そのため、多くの方が日常的に訪れる病院・診療所等においても、本制度の周知ができると非常にありがたいと考えております。

今般、本税制を利用した信託制度である、「結婚・子育て支援信託」について、（一社）信託協会と協力してチラシ及びポスターを作成いたしました。

つきましては、貴協会所属・加盟団体への展開及び関係各所への設置・掲示により、本制度の周知・広報にご協力を賜りますようお願いいたします。

<本件問合せ先>

こども家庭庁 長官官房
参事官（総合政策担当）付 少子化対策室
〒100-6001 東京都千代田区霞が関3丁目2-5
霞が関ビルディング22F
電話：03-6860-0142

事務連絡
令和5年6月12日

関係各位

こども家庭庁 長官官房
参事官（総合政策担当）付 少子化対策室

結婚・子育て支援信託の周知・広報について（依頼）

平素より、少子化対策行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁では、結婚・子育て資金として直系尊属から贈与された金額の内一定金額までが非課税となる税制（「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」）を所管しております。本制度は、若年層の結婚、妊娠・出産、育児に伴う経済的不安の軽減に資するなど、少子化対策のために非常に重要な制度であり、より広く知っていただき、より多くの方に利用いただくことを目指しております。

そのため、多くの方が日常的に訪れる病院・診療所等においても、本制度の周知ができると非常にありがたいと考えております。

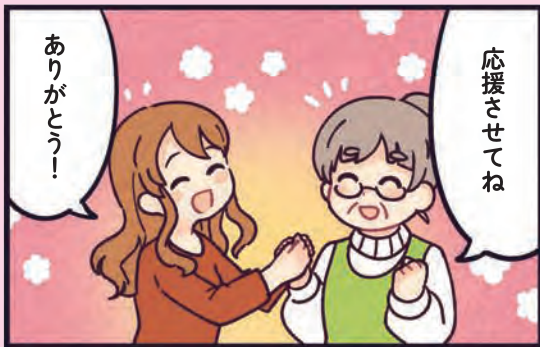
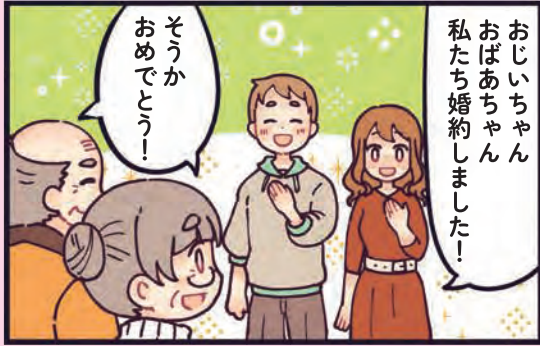
今般、本税制を利用した信託制度である、「結婚・子育て支援信託」について、（一社）信託協会と協力してチラシ及びポスターを作成いたしました。

つきましては、設置・掲示についてご配慮いただき、本制度の周知・広報にご協力を賜りますようお願いいたします。

<本件問合せ先>

こども家庭庁 長官官房
参事官（総合政策担当）付 少子化対策室
〒100-6001 東京都千代田区霞が関3丁目2-5
霞が関ビルディング22F
電話：03-6860-0142

結婚・子育て支援信託とは



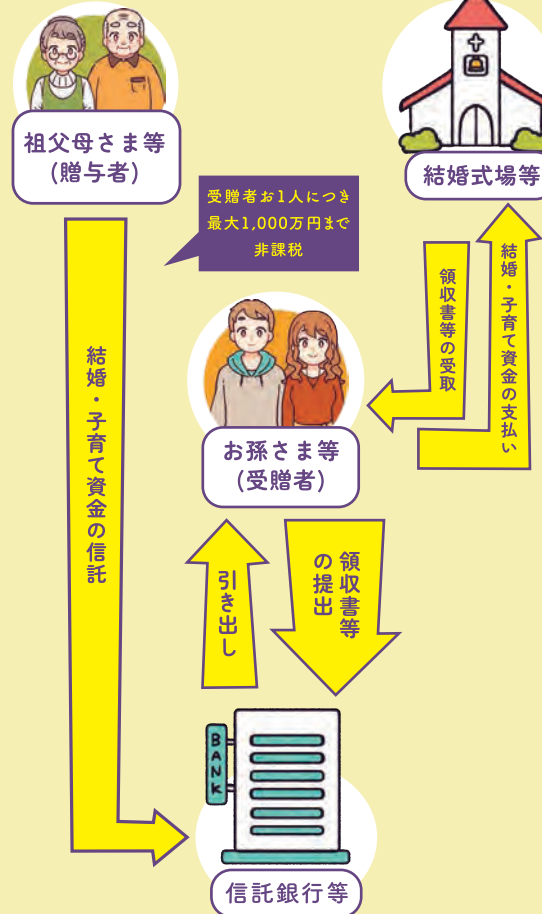
※結婚・出産・子育てに関する資金として使われなかった資金については、贈与税が課税されます。
※終了までに贈与者が死亡した場合には、その時点の残額に相続税が課税されます。

結婚・子育て支援信託

お子さま・お孫さまへの一括贈与が
1,000万円まで非課税！



制度のイメージ図



結婚・出産・子育てに関する資金として利用されます

- ① 贈与者は、信託銀行にお金を信託します。
- ② 受贈者は、信託銀行を経由して必要書類を税務署に提出します。
- ③ 結婚・子育て資金が必要になった場合、受贈者は、信託銀行に対してお金の払出しを請求するとともに、領収書等を提出します。
- ④ 信託銀行は、受贈者から提出された領収書等が結婚・子育て資金に関するものであるかどうかを確認します。

結婚・子育て支援信託を
より詳しく解説！



信託に関するご相談・ご要望や苦情を受付けいたします。

0120-817-335 (無料)

03-6206-3988 (携帯電話の場合・有料)

受付時間 9:00~17:15 (土・日・祝などの銀行の休業日を除く)

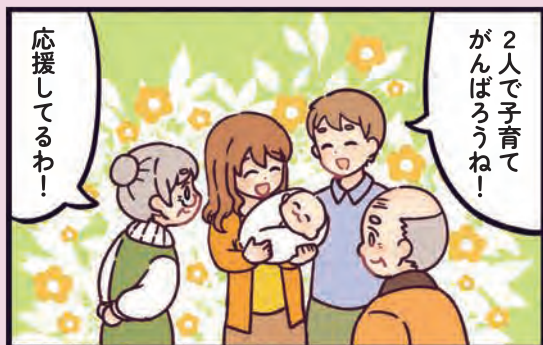
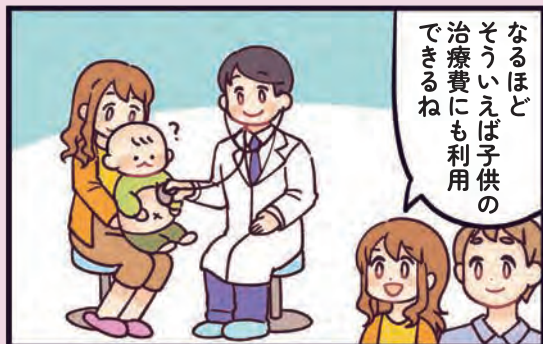
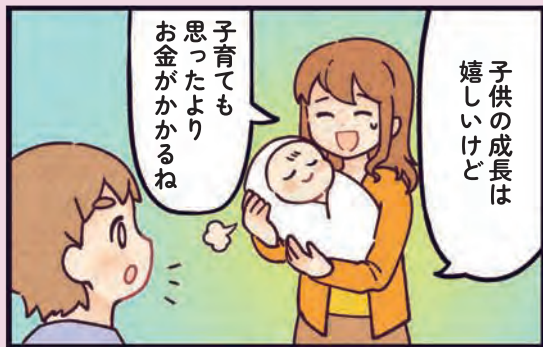
お手続きの流れ



※贈与を受けるお孫さま等は、次の条件を満たしている必要があります。

1. 年齢が18歳以上50歳未満であること。
2. 信託する日(追加で信託する日を含む)の前年における合計所得金額が1,000万円以下であること。

子育て

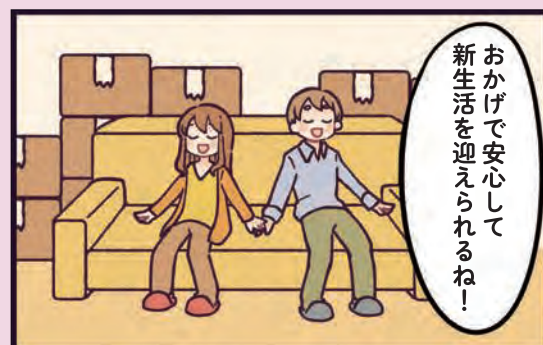
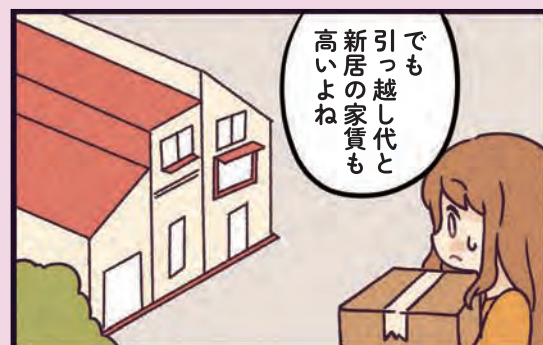


※子が未就学児（小学校入学前の子）である場合のみ対象となります。

出産



新生活



※賃貸借契約書の締結の日が入籍日の前後各1年の期間内で、受贈者名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが対象。また、当該契約締結日から3年を経過する日までの間に支払われたものが対象です。

結婚



※結納式・両家顔合せ、婚約指輪代、交通費・宿泊代と新婚旅行代等は対象外となります。

結婚・子育て支援信託

お子さま・お孫さまへの一括贈与が
1,000万円まで非課税!



結婚・新生活

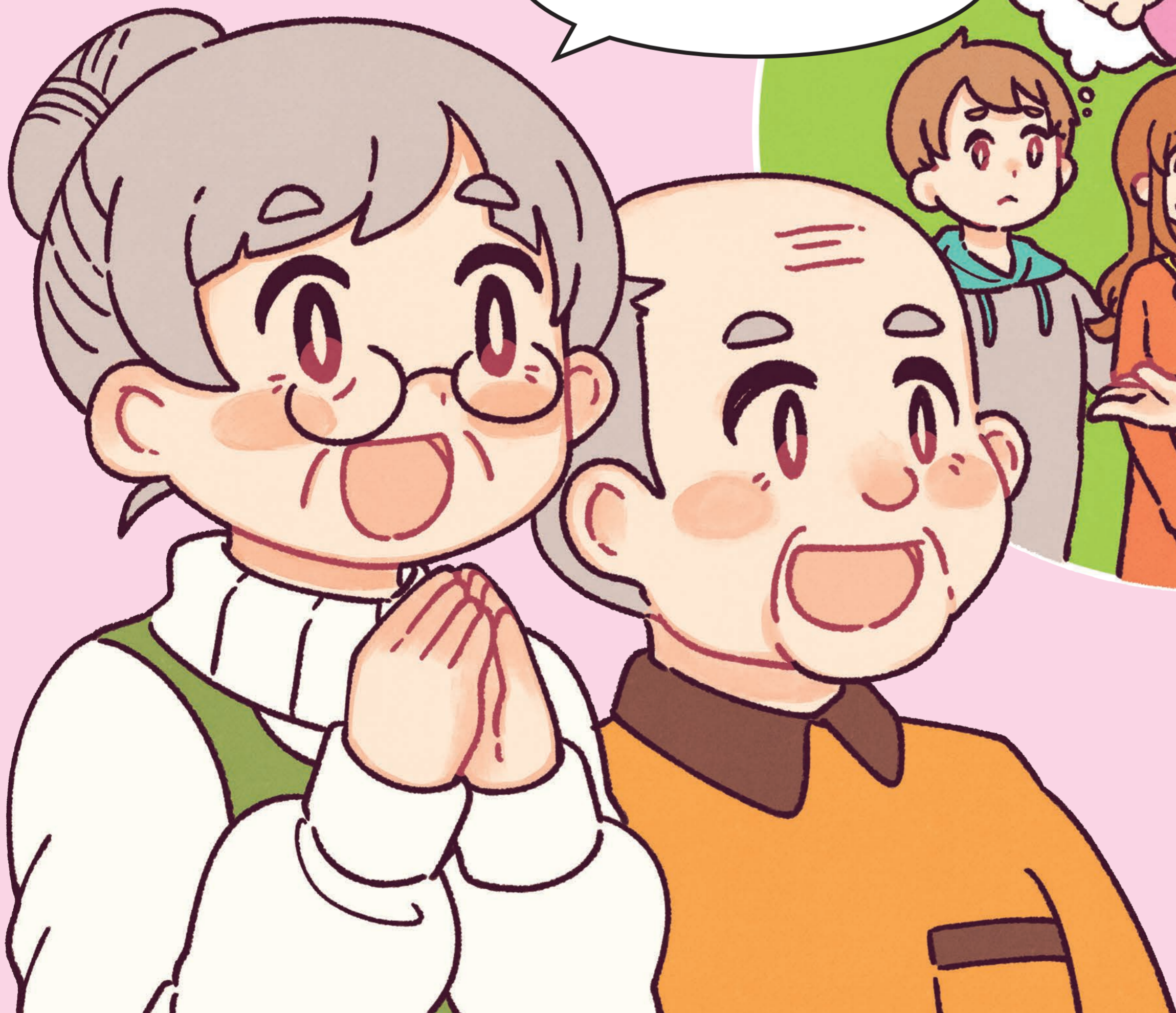


子育て

いろいろ応援できるね!



出産・不妊治療



結婚・子育て支援信託を
より詳しくマンガで解説!



結婚・子育て支援資金 マンガ